

## 少年法等の一部改正について

### <研修のねらい>

令和3年5月21日、少年法等の一部を改正する法律が成立し、令和4年4月1日から施行されます。本改正により18歳及び19歳の者が罪を犯した場合、「特定少年」として、18歳未満の少年とは異なる取扱いが定められました。また、本改正に伴い、更生保護の分野においても、特定少年に対する新たな保護観察が始まることとなりました。

そこで、今回の研修では、法律施行に先立ち、少年法の改正のポイント、同法改正に伴う保護観察の変更点等について概観し、円滑な施行を図ろうとするものです。

### <目次>

- 1 改正の背景、経緯
- 2 特定少年に関する保護処分等について
- 3 まとめ
- 4 事務連絡

佐賀保護観察所  
佐賀県保護司会連合会

## 1 改正の背景、経緯（成年年齢を18歳に引下げ）

- ・平成19年5月 日本国憲法の改正手続に関する法律成立  
国民投票の投票権を18歳以上に改正
- ・平成27年6月 公職選挙法等の一部改正する法律成立  
選挙権を18歳以上に改正
- ・平成30年7月 民法の一部を改正する法律成立  
成年年齢が18歳に引下げ
- ・令和3年5月 少年法等の一部を改正する法律成立  
18歳及び19歳のものを「特定少年」として少年法に適用

※民法、少年法等の一部を改正する法律は令和4年4月1日に施行。

平成19年に成立した日本国憲法の改正手続に関する法律において、国民投票の投票権を有する者の年齢が18歳以上とされ、次いで平成27年に成立した公職選挙法等の一部を改正する法律により、公職選挙法の選挙権を有する者の年齢が18歳以上とされました。

その際、同法の付則においては、「国は、国民投票（略）の投票権を有する者の年齢が満十八年以上とされたことを踏まえ、選挙の公正その他の観点における満十八年以上満二十年未満の者と年齢満二十年以上の者との均衡等を勘案しつつ、民法（略）、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずる」ものとされました。

このうち、民法については、平成21年の法制審議会から成年年齢を18歳以上に引き下げるのが適当であるとの答申がなされ、法務省において、同法改正の具体的検討が行われました。

少年法についても、平成27年11月から平成28年12月にかけて、法務省において、「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」が開催され、少年法の適用対象年齢を含む若年者に対する刑事法制の在り方全般についての検討会が行われました。平成29年2月から少年法における「少年」の年齢を18歳未満とすることなどについて検討を行うため、法制審議会に諮問がなされ、少年法、刑事法部会を設置し、調査審議が行われました。

同部会における審議中の平成30年には、民法の一部を改正する法律により、成年年齢が18歳に引き下げられました。

同部会は審議を重ね、その結果を取りまとめ、令和2年10月に法制審議会から法務大臣に対して答申がなされました。

同答申においては、

18歳及び19歳の者は選挙権及び憲法改正の国民投票権を付与され、民法上も成年として位置付けられるに至った一方で、典型的にいまだ十分に成熟しておらず、成長発達途上にあつて可塑性を有する存在であることからすると、刑事司法制度においては、18歳未満の者とも20歳以上の者とも異なる取扱いをすべきこととされました。

令和3年5月の少年法の改正は答申内容を踏まえ、18歳及び19歳の者については、成長途上にあり、可塑性を有する存在であることや、これまで家庭裁判所、少年鑑別所、少年院、保護観察所等による専門的知見に基づく調査・処遇等が有効に機能してきたことなどに鑑み、本人の改善更生を図る観点から、引き続きこれらの者を「少年」として少年法の適用対象としました。

他方、選挙権が付与され、単独で法律行為をなし得るなど社会において責任ある主体として積極的な役割を果たすことが期待される立場になったことを踏まえ、刑事司法上の取扱いをすることに定められました。

少年法において、18歳及び19歳の者に対する保護処分等について新たな規律が設けられることに伴い、保護観察処遇の具体的な内容、手続等を定める更生保護法等についても併せて改正されました。

## 2 特定少年に関する保護処分等について

(別添資料「新しい保護観察が始まるって本当!？」を参照)

### (1) 特定少年

18歳、19歳の者が罪を犯した場合には、「特定少年」として、18歳未満の少年とは異なる取扱いを定めました。

### (2) 保護処分

犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲において決定されます。

(少年法第64条)

犯した罪の責任に照らして許容される範囲内で要保護性に応じた必要な処遇が行われます。ただし、罰金以下の刑に当たる罪の事件については①の処分に限ります。

【罰金刑以下に当たる罪】

軽犯罪法違反、公衆迷惑防止条例(客引き・スカウト)など

- ① 6月の保護観察(更生指導)
- ② 2年の保護観察
- ③ 少年院送致

※特定少年に係る審判からぐ犯を除外、逆送対象事件を拡大。

犯時、特定少年については民法上の成年となることなどを考慮し、将来、罪を犯すおそれがあること（ぐ犯）を理由とする保護処分は行われなかったとされました。

犯時、特定少年については民法上の成年となることなどを考慮し、将来、罪を犯すおそれがあること（ぐ犯）を理由とする保護処分は行われなかったとされました。

選挙権年齢や民法の成年年齢の引下げにより、特定少年が重大な犯罪に及んだ場合には18歳未満の少年よりも広く刑事責任を負うべきとの考えから、逆送対象事件が拡大されました。

#### 【原則逆送事件】

これまで16歳以上の少年のとき、犯した故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件に加えて

18歳以上の少年のとき、犯した死刑、無期または短期（法定刑の下限）1年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件

刑法：強盗、強姦性交等、現住建造物放火、強制的わいせつ致傷

刑法以外：覚醒剤の営利目的所持、輸入 など

#### 【補足】

##### ①6月の保護観察

少年院に收容される可能性がある処分に付すことが許容されない程度に犯情が軽微な事件があり得ることを想定し、そのような場合であっても犯した罪の責任に照らして許容される限度を超えない範囲内で必要に応じて保護処分を科すことができるように設けられたものです。6月に限定されているのは、実務上、不良措置をとらない枠組みで行われる保護観察の処遇効果が認められているのが6月程度までであること等によります。

解除の判断時期は3月以上4月以内を想定しています。

##### ②2年の保護観察

遵守事項違反に及び、その程度が重いと認めるときは、家庭裁判所に対し、少年院に收容する旨の決定の申請をすることができるものとなりました。処分言渡し時に、收容可能期間があらかじめ言い渡されていること等から、施設送致申請の場合と異なり、法律上、事前の警告の手続は要しません。

收容手続は、少年院送致処分の切り替えではなく、処分は保護観察のままです（第5種少年院に收容。1回当たりの收容期間は、6月を標準として運用を想定、ただし、ケースによっては3月など）。

収容中の特定保護観察処分少年に対する退院は、釈放後に保護観察が実施されるという点においては仮退院と類似しますが、収容可能期間が満了するまでの間、保護観察が実施されるものでなく、収容により停止していた保護観察が再開されるものであって、「仮退院」とは性質を異にすることから、端的に「退院」という用語を用いています。

### (3) 専門的処遇プログラムの特定少年等への義務付け

特定少年に係る2年の保護観察又は3年以下の少年院送致の処分の対象となったものを含む18歳以上の保護処分に付されたもののうち、プログラムを受講する必要性が認められるものに対して、特別遵守事項で義務付けることが可能となりました。

## 3 まとめ

下位法令等具体的な運用については、まだ、通知されていません。

今のところ、特定少年に係る少年院送致における、生活環境の調整、仮退院・退院等は現行の少年院送致同様の運用がなされる予定です。また、2年の保護観察の運用についても一般の保護観察のほか、一般短期、交通、交通短期の各処遇の対象とする予定であり、各処遇の良好措置（解除）の判断時期や保護司の指名などについても、現行の保護観察と同様の運用が想定されています。

今後、法令等の運用が決まり次第、改めて情報共有を図りたいと思います。令和4年4月以降の特定少年の保護観察を含め、保護観察の処遇について御理解と御協力のほど、よろしく願います。

## 4 事務連絡

### 【保護司専用ホームページ“H@（はあと）について】

（別紙参照）

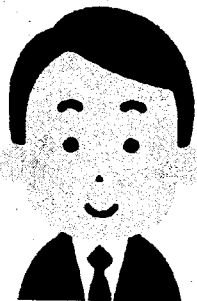
令和3年度中に3つの機能が利用可能となります。

- ① 研鑽資料の閲覧
- ② 報告書の作成・提出（利用可能予定日：令和4年1月中旬頃）
- ③ メッセージのやりとり

メッセージの確認できるタイミングが遅れる可能性があるため、メッセージボードは補助的に御活用ください。至急伝える必要があるものは、これまでどおり電話等の手段を用いてください。



# 令和4年4月1日から 新しい保護観察が始まるって本当!?

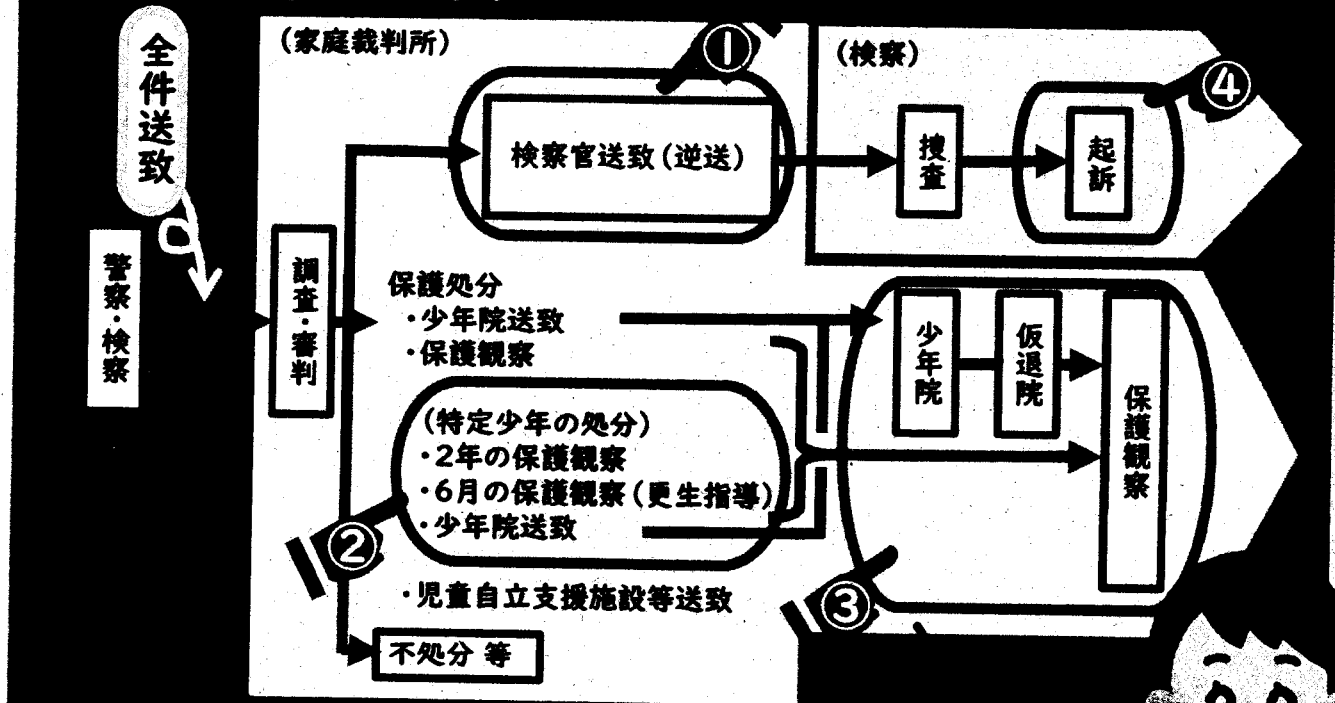


はい。民法改正による成年年齢の引き下げを踏まえて、  
18歳・19歳で言い渡される保護処分等が変わります。



対象となるのは、令和4年4月1日以降に家裁の決定があった少年だけです。  
すでに保護処分が決定している少年の処分が切り替わることはありません。

## ◎ココが変わります!



### == Point ==

① 18歳・19歳の少年の事件の  
検察官送致(逆送)される範囲が広がります。

② 18歳・19歳の少年は「特定少年」と呼ばれ、  
特定少年のための新しい保護処分ができます。

2年の  
保護観察

6月の保護観察  
(更生指導)

少年院送致

③ 保護処分の期間は、言い渡された期間の終了までで  
あり、「20歳まで」ではありません。

④ 特定少年が起こした事件が検察官により起訴された場合は、  
実名報道されることがあります。



# 特定少年の新しい保護処分



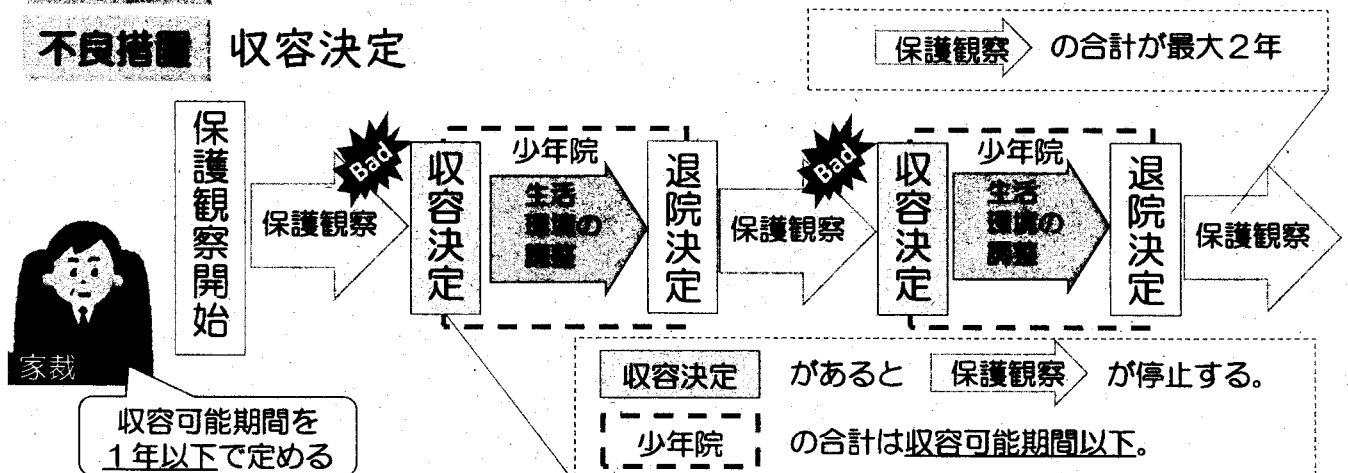
家裁の処分時点で18歳・19歳の少年に対しては、次の保護処分が付されます。  
いずれも新しい保護処分ですが、保護司の先生にお願いする生活環境の調整や日頃の処遇に大きく変わる点はありません。

## 2年の保護観察

- ・ 保護観察期間は2年間。
- ・ 家裁の決定の際に、遵守事項違反があったときに少年院に収容できる期間の上限(収容可能期間)が1年以下で定められます。
- ・ 保護観察中に遵守事項違反があった場合は、収容可能期間を上限に何度も少年院に収容することができますが、収容可能期間の残りがゼロになると釈放しなければならず、再度の収容もできなくなります。
- ・ 少年院への収容が決定されると保護観察が停止します(保護観察は終了しません。)。釈放されるまでの間は保護観察期間は進行しないため、期間満了日が延期されます。
- ・ 少年院に収容された少年は、地方更生保護委員会の退院決定により釈放させることができます。
- ・ 少年院に収容された少年が退院決定や収容期間の満了により釈放された場合、停止していた保護観察が再開します。
- ・ これまでの保護観察と同様、解除することで保護観察を終了させることができます。

**良好措置** 解除, 一時解除

**不良措置** 収容決定



家裁

収容可能期間を1年以下で定める

収容決定があると 保護観察 が停止する。  
少年院 の合計は収容可能期間以下。



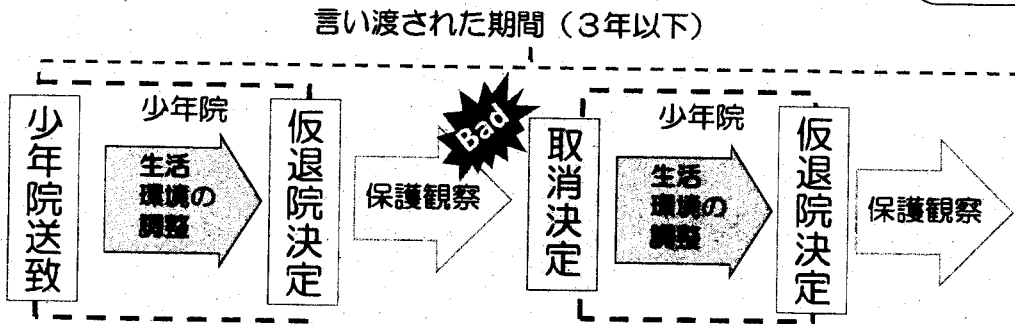
## 少年院送致

- ・ 3年以下の収容期間が定められ、少年院に送致されます。
- ・ 仮退院の決定により釈放させることができ、仮退院中は保護観察に付されます。
- ・ 仮退院中に遵守事項違反があった場合は、地方更生保護委員会が仮退院を取り消し、少年院に再度収容することができます。
- ・ 期間満了日が変わることはありません。

良好措置 仮退院・退院

不良措置 仮退院の取消し

成人の仮釈放に近いイメージですね。



## 6月の保護観察（更生指導）

- ・ 保護観察官による講習形式の処遇が主となります。
- ・ 保護観察期間は6月間。
- ・ 特別遵守事項は設定されません。
- ・ 不良措置はありません。

良好措置 解除

不良措置 なし

保護司の先生に処遇をお願いすることは原則としてありません。



## その他にも・・・

特定少年に対しては、成人と同様に特別遵守事項で専門的処遇プログラムの受講を義務付ける場合があります。



# 特定少年 Q&A



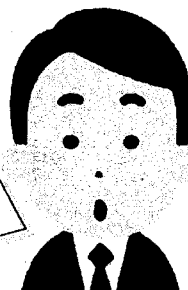
Q

お酒やたばこも18歳からOKになるの？

A

お酒やたばこは20歳からで変わりありません。競馬や競輪などの公営ギャンブルも同じです。その他、各制度の成人年齢の扱いは、政府広報オンラインのホームページで詳しく紹介しています。

政府広報 18歳

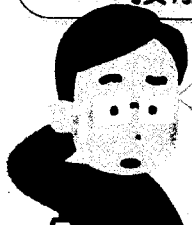
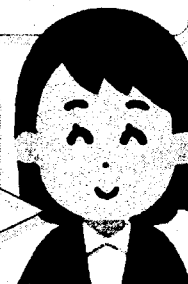


Q

2年の保護観察に付された特定少年が少年院に収容されたときは、保護司はどうすればいいの？

A

少年院に収容されても、いずれ保護観察が再開されます。生活環境の調整を御担当いただくことがありますので、その場合は、保護観察の再開に向けて、本人との文通や面会、引受人等関係者との接触を続けていただきますようお願いいたします。



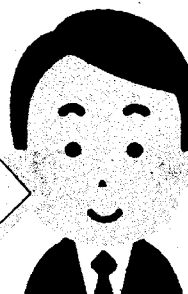
Q

2年の保護観察に付された少年が、少年院に収容されましたが、収容可能期間が満了したことで釈放されました。保護観察が再開されたのですが、「俺はもう少年院に入らなくていい」と言っています。ホント？

A

2年の保護観察は、不良措置として少年を少年院に収容させることができますが、収容期間の合計が収容可能期間の上限に達するとそれ以上は不良措置をとることができなくなります。

しかし、特定少年は責任ある立場として社会において積極的な役割を果たすことが期待されています。新たな非行に及べば厳しい処分が付される可能性が高いことを十分説明し、健全な生活を送るよう御指導ください。



Q

特定少年の親に対しては、どう接すればいいの？

A

特定少年の親であっても、少年本人の重要な支援者には変わりないので、状況に応じて協力を求めるなど、これまでの少年の場合の対応と差を設ける必要はありません。



少年法改正を詳しく知りたい方はコチラ

少年法が変わります

